

■横浜市土地利用総合調整会議について

横浜市では、都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市土地利用総合調整会議を毎月1回開催して、以下の事項に関する土地利用の総合調整を行っています。

- 1 重要な土地利用計画の総合調整に関すること
- 2 土地利用の基本方針に関すること
- 3 重要な都市計画に関すること
- 4 その他土地利用の適正誘導に必要な事項に関すること

○ 横浜市土地利用総合調整会議では、(別表)総合調整を必要とする重要な土地利用計画について協議を行い、開発構想を立案しようとする事業者に対し、横浜市の土地利用に関する基本方針や必要な事項等について助言を行います。

○ (別表)総合調整を必要とする土地利用計画に該当する場合は、原則として

土地取引を行う前、または、各法令(※)に基づく手続の概ね6か月前までに、建築局企画課に相談してください。(原則として「土地利用相談書」の提出をお願いしています。)

(※)横浜市開発事業の調整等に関する条例、中高層建築物等住環境保全条例、開発許可、宅地造成許可、市街化調整区域内建築許可、建築確認、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例など

(相談内容によっては、本市施策について地権者との調整を行わせていただく場合があります。)

(別表) 総合調整を必要とする重要な土地利用計画

分類	用途・行為分類	規模分類
市街化区域	工業系用途地域内	共同住宅 区域面積0.5ヘクタール以上又は 計画戸数 100戸以上：鶴見区、神奈川区、西区、 港北区、戸塚区 200戸以上：その他の区
		工業系施設※1 区域面積が3ヘクタール以上
		その他の 土地利用計画 区域面積が0.5ヘクタール以上
	上記以外	共同住宅 計画戸数 100戸以上：鶴見区、神奈川区、西区、 港北区、戸塚区 200戸以上：その他の区
共同住宅以外 区域面積3ヘクタール以上		
市街化調整区域	土地利用転換を行うもの 区域面積が0.3ヘクタール以上	
	都市廃棄物処理施設 又は処分地等の立地 全て	
上記に係わらず全域	その他、土地利用転換で総合調整が必要なもの	

※1 工業系施設とは、工場、研究所、事務所のことを指します。

令和2年6月発行 製作：横浜市建築局企画部企画課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎24階

電話 045-671-3655 FAX 045-664-7707